3　登録確認機関は、重要な確認の手続が実施されなかった場合その他やむを得ない事情により第一項第六号の結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同号の結論の表明をしない旨及びその理由を排出目標量に関する確認報告書に記載しなければならない。

4　登録確認機関は、早期排出削減量に関する確認を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した早期排出削減量に関する確認結果報告書をもって、当該確認の申請をした事業者に当該確認の結果を通知しなければならない。

一　早期排出削減量に関する確認結果報告書の表題

二　早期排出削減量に関する確認結果報告書の発行年月日

三　早期排出削減量に関する確認結果報告書の宛先

四　登録確認機関の名称、確認業務を行う事務所及びその所在地並びに確認業務の責任者の氏名

五　確認を行った対象及びその確認の方法

六　早期排出削減量に関する確認の結果

七　申請をした事業者の確認対象に関する責任

八　登録確認機関の確認業務に関する責任

九　前各号に掲げるもののほか、早期排出削減量に関する確認結果報告書に記載すべき事項

（密接関係者の要件）

第十四条　法第三十三条第四項の経済産業省令で定める密接関係者は、届出年度において同条第一項の規定による届出を行わなければならないものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　法第三十三条第四項の規定による届出をしようとする事業者（次号及び第三号において「代表者」という。）の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。第三号において同じ。）

二　代表者の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第五項に規定する関連会社

三　代表者の直接の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社のうち、当該代表者の支配持分を直接に有するものをいう。）の他の直接の子会社（子会社のうち、当該直接の親会社が支配持分を直接に有する子会社に限る。）

（法第三十四条第一項の脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て）

第十五条　経済産業大臣は、法第三十三条第一項の規定による届出の内容が実施指針に照らして適切なものであると認めるときは、当該届出をした脱炭素成長型投資事業者に対し、届出年度の十一月末日に、法第三十四条第一項の規定により脱炭素成長型投資事業者排出枠を割り当てるものとする。ただし、第十条第一項ただし書の規定により届出の期限を延期する場合その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

（法第三十五条第一項の報告）

第十六条　法第三十五条第一項の規定による報告は、割当年度の翌年度の九月末日までに、様式第五による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合において経済産業大臣の承認を受けたときは、当該報告の期限を延期することができる。この場合において、延期後の期限は、当該報告の期限の翌日から起算して二月を超えない範囲内で定めなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）